

受験番号シール貼付欄

第 1 問 答案用紙 (企 業 法)

問題 1	<p>①は、剰余金に関する優先株式である（108 条 1 項 1 号）。当該種類株式を発行するには、種類株式発行可能種類株式総数の定めをするほか、その内容に関して優先条項を定款に規定することを要する（108 条 2 項 1 号）。優先条項とは、当該種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法、剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容である。</p> <p>①の種類株式を発行するには、定款に剰余金の配当に関する優先株式を少なくとも 100 株発行すること、及び普通株式の、株主に対する剰余金の配当に先立ち、毎事業年度に 1 株につき 3 万円、償還までの 5 年間を通算して 1 株につき 15 万円を優先配当することを定款に定める。そして、社債に類似する株式とするためには、一定期間を平均すると、ほぼ一定額の剰余金が定期的に配当されるため、社債における利息に近似することが必要である。そのためには、分配可能額が不足する場合に優先配当分が次期に繰り越されること（累積的）、及び優先配当がされるほか残余の配当分に普通株式とともに配当に預かることとしないこと（非参加的）を定める。なお、定款にはこの取扱いの要綱として、1 株について合計 15 万円の優先配当を行うことを定めておき、その発行の時までに株主総会の決議で事業年度ごとの優先金額及びその優先が行われる年数を定めることも可能である（108 条 3 項）。いずれの場合にも、設立登記を変更して、発行可能種類株式総数及び各種類の株式の内容を定めることを要する。</p> <p>②は、株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするものであるから、取得条項付種類株式である（108 条 1 項 6 号）。一定の償還時に元本を償還する社債に類似する。②の種類株式の内容として、発行から 5 年を経過したことをもって一定の事由とすること、及び当該種類の株式 1 株の取得対価（償還額）が払込額 100 万円とすることを定款に定める必要がある。設立登記に定めを要することは、①と同様である。</p>
問題 2	<p>③は議決権制限株式である（108 条 1 項 3 号）。議決権制限株式は、経営参画権がない点において社債に類似する。</p> <p>議決権制限株式を発行する場合、定款に、発行可能種類株式総数、株主総会で議決権を行使することができる事項及び議決権の行使の条件を定めるときはその条件を定めることを要する（108 条 2 項 3 号）。本問の議決権制限株式を発行するには、定款に、発行可能種類株式総数として 100 株以上を定め、当該株式の株主は株主総会のすべての事項について議決権を有しないこと、及び 2 事業年度連続して剰余金の配当がないときには株主の議決権が復活することを定めることを要する。設立登記に以上の事項を登記することを要する。</p>

評点

第 1 問

全体講評

種類株式を発行する場合の定めに関する出題である。種類株式を発行する場合に定款に規定すべき事項は 108 条 2 項に規定されていることや、社債に類似する株式を設計するために必要なことは何かを考えて、回答することを要する。それほど難問ではないが、定款変更の手続まで求められているのではないであろうから（普通株式の種類株主総会の決議等）、回答欄をやや持て余したのではないであろうか。

合格ライン

標準的な出題である。各問とも、7 割程度の解答を要する。

以 上